○国土交通省令第九十八号

船舶法（明治三十二年法律第四十六号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十三日　国土交通大臣　赤羽　一嘉

押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令

（船舶法施行細則の一部改正）

第一条　船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一号書式中「㊞」及び備考８を削る。

第五号書式中「㊞」及び備考11を削る。

第八号書式及び第九号書式中「㊞」及び備考２を削り、備考１を備考とする。

（鉄道抵当法施行規則の一部改正）

第二条　鉄道抵当法施行規則（明治三十八年逓信省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「署名捺印シ」を「氏名ヲ記載シ」に改める。

第三条第一項及び第四条中「署名捺印シ」を「氏名ヲ記載シ」に改める。

第五条中「署名捺印スベシ」を「氏名ヲ記載スベシ」に改める。

第十条中「署名捺印シ且毎葉ノ綴目ニ契印ヲ為スコトヲ要ス」を「氏名ヲ記載スベシ」に改める。

第十一条第一項中「署名捺印スヘシ」を「氏名ヲ記載スベシ」に改める。

第十二条中「記載シ抵当権者及会社ノ代表取締役又ハ代表執行役之ニ署名捺印スヘシ」を「記載スベシ」に改め、同条第二号中「名称」を「氏名又ハ名称」に改める。

第十三条ノ二第一項中「署名捺印スベシ」を「氏名又ハ名称ヲ記載スベシ」に改める。

第十八条中「署名捺印シ」を「氏名又ハ名称ヲ記載シ」に改める。

第二十八条中「署名捺印スヘシ」を「氏名又ハ名称ヲ記載スベシ」に、同条第一号中「名称」を「氏名又ハ名称」に改める。

第二十八条の二を削る。

（船用品検査試験規則の一部改正）

第三条　船用品検査試験規則（大正九年逓信省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第一号書式、第四号書式及び第五号書式中「㊞」を削る。

（軌道法施行規則の一部改正）

第四条　軌道法施行規則（大正十二年内務鉄道省令）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「連署ノ上左ノ」を「当事者ノ氏名又ハ名称ヲ記載シ次ノ」に改め、同条第二項中「連署ノ上」を「当事者ノ氏名又ハ名称ヲ記載シ」に改める。

第二十六条中「連署（新設分割ノ場合ニ於テハ署名）ノ上左ノ」を「当事者ノ氏名又ハ名称ヲ記載シ次ノ」に改める。

（船員法施行規則の一部改正）

第五条　船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「左の」を「次に掲げる」に、「記名押印しなければ」を「氏名を記載しなければ」に改める。

第十条第二項及び同条第三項中「確認印」を「確認」に改める。

第二十条中「船員の氏名欄に船員の確認印のある」を削り、「かえ」を「代え」に改める。

第二十一条第二項中「記載し、押印して」を「記載して」に改める。

第三十条中「外、左の」を「ほか、次に掲げる」に、「記名押印した」を「氏名又は名称を記載した」に改める。

第四十五条第一項第四号ハ中「（受領印を押させること。）」を削る。

第一号書式第二表記載心得４中「付記して押印する」を「付記する」に改め、同書式第四表中

「

その他の労働条件	本人確認印	官庁受理印

」

を

「

その他の労働条件	官庁受理印

」

に改め、同表記載心得２中「付記して押印する」を「付記する」に改め、同表記載心得７及び記載心得９中「確認印」を「確認」に改める。

第二号書式第二表記載心得４中「付記して押印する」を「付記する」に改め、同書式第五表記載心得６中「に署名押印させる」を「の氏名を記載する」に改め、同書式第六表から第八表までの書式中「（署名押印）」を削る。

第十一号書式中

「※　上記のとおり相違ないことを証明する。

年　月　日

船舶所有者氏名　　印」

を

「

船舶所有者の氏名又は名称	
Name of shipowner	

」

に改め、同書式第九表中

「

船舶所有者の氏名又は名称（印又は名称）	船員の確認印又は署名
Name of shipowner (Seal or signature)	Seal or signature by holder of this pocket ledger

」

を

「

船舶所有者の氏名又は名称
Name of shipowner

」

に改め、同書式第十表から第十三表までの書式中「（印又は署名）」及び「(Seal or signature)」を削り、同表

「

付与を延期された補償休日の日数及び延期の理由	船員の確認印又は署名
Number of deferred compensatory holidays and the reason for deferment	Seal or signature by holder of this pocket ledger

」

中「付与を延期された補償休日の日数及び延期の理由」及び「(Seal or signature)」を削り、同表

「

付与を延期された補償休日の日数及び延期の理由
Number of deferred compensatory holidays and the reason for deferment

」

中「（印又は署名）」及び「(Seal or signature)」を削り、同表

「

付与を延期された補償休日の日数及び延期の理由	船員の確認印又は署名
Number of deferred compensatory holidays and the reason for deferment	Seal or signature by holder of this pocket ledger

」

中「（印又は署名）

nature)」を削り、同書式記載心得第六表及び第七表の項6中「付記して押印又は署名する」を「付記する」に改め、同項7、8及び10中「記載し、押印又は署名する」を「記載する」に改め、同書式記載心得第八表の項2及び第九表の項2中「確認印を押し、又は署名する」を「記載内容を確認する」に改め、同書式How to enter Table 6 and Table 7の項6及び7中「and the seal or signature」を削り、同項8及び10中「, together with the seal or signature」を削り、同書式How to enter Table 8の項2及びTable 9の項2中「put his／her seal or the signature」を「confirm the contents entered」に改める。

第十六号の二書式中「印」及び記載心得7を削る。

第十七号書式中「印」を削る。

（船員職業安定法施行規則の一部改正）

第六条　船員職業安定法施行規則（昭和二十三年運輸省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「印」を削り、同様式記載要領3中「記名押印又は署名のいずれかにより」を削る。

第二号様式中「印」を削り、同様式記載要領2中「記名押印又は署名のいずれかにより」を削る。

第三号様式中「印」を削り、同様式記載要領5中「記名押印又は署名のいずれかにより」を削る。

第六号様式中「印」を削り、同様式記載要領2中「記名押印又は署名のいずれかにより」を削る。

第七号様式中「印」を削り、同様式記載要領1中「記名押印又は署名のいずれかにより」を削る。

第八号様式中「印」を削り、同様式記載要領2中「記名押印又は署名のいずれかにより」を削る。

第九号様式中「印」を削り、同様式記載要領2中「記名押印又は署名のいずれかにより」を削る。

第十号様式中「印」を削り、同様式記載要領1中「記名押印又は署名のいずれかにより」を削る。

（通訳案内士法施行規則の一部改正）

第七条　通訳案内士法施行規則（昭和二十四年運輸省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四号様式及び第十一号様式中「印」及び備考を削る。

（航路標識法施行規則の一部改正）

第八条　航路標識法施行規則（昭和二十四年運輸省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「印」及び注意2を削り、注意3を注意2とする。

第三号様式中「印」及び注意2を削り、注意1を注意とする。

第四号様式中「印」及び注意3を削り、注意4を注意3とし、注意5を注意4とし、注意6を注意5とする。

第五号様式及び第六号様式中「印」及び（注意）2を削り、（注意）3を（注意）2とする。

第七号様式中「印」及び注意2を削り、注意1を注意とする。

第八号様式中「印」及び注意2を削り、注意3を注意2とする。

（建設業法施行規則の一部改正）

第九条　建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二第一項中「譲渡人及び譲受人が連署した」を「当該譲渡人及び譲受人の氏名又は名称を記載した」に、同条第二項中「合併消滅法人等が連署した」を「当該合併消滅法人等の氏名又は名称を記載した」に、同条第三項中「分割被承継法人等が連署（分割承継法人（同項に規定する「分割承継法人」をいう。以下この条及び第三十条において同じ。）が新設分割により設立される法人である場合であつて、分割被承継法人（同項に規定する「分割被承継法人」をいう。第四項及び第八項において同じ。）が一の法人である場合においては、署名）した」を「当該分割被承継法人等の氏名又は名称を記載した」に改め、同項第二号中「分割承継法人」の下に「（法第十七条の二第三項に規定する「分割承継法人」をいう。以下この条及び第三十条において同じ。）」を、同条第四項中「分割被承継法人」の下に「（同条第三項に規定する「分割被承継法人」をいう。第八項において同じ。）」を加える。

別記様式第一号中「申請者　　印」を「申請者　　」に、同様式記載要領2中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。

別記様式第六号、別記様式第七号及び別記様式第七号の二中「印」を削る。

別記様式第七号の三中「印」を削り、同様式記載要領3中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。

別記様式第八号中「印」を削り、同様式記載要領3中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。

別記様式第九号及び別記様式第十号中「印」を削る。

別記様式第十一号の二中「印」を削り、同様式記載要領2中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。

別記様式第十二号中「印」を削り、同様式記載要領3及び4中「「賞罰」の欄」の次に「及び確認欄」を加え、「並びに署名及び押印」を削る。

別記様式第十三号中「印」を削る。

別記様式第二十二号の二中「印」を削り、同様式記載要領3中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。

別記様式第二十二号の三中「印」を削り、同様式記載要領3中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。

別記様式第二十二号の四中「印」を削り、同様式記載要領2中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。

別記様式第二十二号の五中「印」を削り、同様式記載要領2中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。

別記様式第二十二号の六中「印」を削る。

別記様式第二十二号の七中「印」を削り、同様式記載要領2中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。

別記様式第二十二号の八中「印」を削り、同様式記載要領2中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。

別記様式第二十二号の九中「印」を削る。

別記様式第二十二号の十中「印」を削り、同様式記載要領2中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。

別記様式第二十二号の十一及び別記様式第二十二号の十二中「印」を削る。

別記様式第二十二号の十一中「印」を削り、同様式記載要領1中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。

別記様式第二十五号の十四中「申請者　　印」を「申請者　　」に、同様式記載要領2中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。

別記様式第二十五号の十六中「申請者　　印」を「申請者　　」に改める。

（海上運送法施行規則の一部改正）

第十条　海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「連署の上」を削る。

第十七条第一項中「連署（新設分割の場合にあつては、署名）の上」を削る。

第二十六条第一項及び第二十七条第一項中「連署の上」を削る。

第十二号様式中「㊞」及び注2を削り、注1を注とする。
第十四号様式及び第十六号様式中「㊞」及び備考2を削り、備考1を備考とする。
第十七号様式中「㊞」及び備考2を削り、備考3を備考2とする。
第十八号様式及び第十九号様式中「㊞」及び注2を削り、注1を注とする。

（測量法施行規則の一部改正）

第十一条　測量法施行規則（昭和二十四年建設省令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三中「印」及び備考4を削る。
別表第二中「氏名　　印」を「氏名　　」に改める。
別表第四から別表第六までの様式中「印」を削る。
別表第七中「（署　名）」を削る。
別表第八中「印」及び「（署　　名）」を削る。
別表第十一中「㊞」を削る。
別表第十二中「印」を削る。
別表第十四中「申請者　　印」を「申請者　　」に改める。

（造船法施行規則の一部改正）

第十二条　造船法施行規則（昭和二十五年運輸省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一号書式及び第二号書式中「㊞」を削る。
第三号書式及び第四号書式中「印」を削る。
第十号書式中「㊞」を削る。

（建築士法施行規則の一部改正）

第十三条　建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一号書式及び第一号の二書式中「（自　署）」を削る。
第一号の三書式中「印」を削る。
第三号の二書式中「（署　名）」を削り、「責任者（職氏名）印」を「責任者（職氏名）」に改める。
第五号書式第一面中記入注意2を削り、記入注意3を記入注意2とし、記入注意4を記入注意3とし、「登録申請者氏名　　印」を「登録申請者氏名　　」に改める。
第六号書式添付書類㈠中記入注意1を削り、記入注意2を記入注意1とし、記入注意3を記入注意2とし、「印」を削り、同書式添付書類㈡中「印」及び「（署　名）」を削る。
第六号の二書式中「印」を削る。

（建築基準法施行規則の一部改正）

第十四条　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項第一号及び第四項第一号、第二条の二第一項第一号、第三条第一項第一号、第二項第一号及び第三項第一号並びに第三条の七第一項第一号中「記名及び押印がある」を「氏名が記載された」に改める。
第六条の三第一項第一号イ中「第十一条の四第一項第五号」を「第十一条の三第一項第五号」に改める。
第十条の二第一項中「第十一条の四第一項第七号」を「第十一条の三第一項第七号」に、「第十一条の四第一項第八号」を「第十一条の三第一項第八号」に改める。
第十条の二十三第一項第一号及び第二項第一号中「記名及び押印がある」を「氏名が記載された」に改める。
第十一条の三を削り、第十一条の四を第十一条の三とし、第十一条の五を第十一条の四とする。

別記第一号様式及び別記第一号の二様式中「（署　名）」を削り、

※受付担当者確認欄
印

を

※受付担当者確認欄

に改める。

別記第二号様式中「申請者氏名　　印」を「申請者氏名　　」に、「設計者氏名　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意2②を削り、注意2②を注意2とする。
別記別記第三号様式中「第十一条の四」を「第十一条の三」に改める。
別記第四号様式中「申請者氏名　　印」を「申請者氏名　　」に、「設計者氏名　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意①を削り、注意②を注意①とし、注意③を注意②とする。
別記第八号様式（昇降機用）及び別記第八号様式（昇降機以外の建築設備用）中「申請者氏名　　印」を「申請者氏名　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意2①を削り、注意2②を注意2とする。
別記第九号様式（昇降機用）及び別記第九号様式（昇降機以外の建築設備用）中「申請者氏名　　印」を「申請者氏名　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意①を削り、注意②を注意①とし、注意③を注意②とする。
別記第十号様式及び別記第十一号様式中「申請者氏名　　印」を「申請者氏名　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意2①を削り、注意2②を注意2とする。
別記第十二号様式中「第十一条の四」を「第十一条の三」に改める。
別記第十三号様式及び別記第十四号様式中「申請者氏名　　印」を「申請者氏名　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意①を削り、注意②を注意①とし、注意③を注意②とする。
別記第十八号の二様式中「申請者氏名　　印」を「申請者氏名　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意2①を削り、注意2②を注意2とする。
別記第十八号の三様式中「申請者氏名　　印」を「申請者氏名　　」に、「設計者氏名　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意①を削り、注意②を注意①とし、注意③を注意②とする。
別記第十九号様式中「申請者氏名　　印」を「申請者氏名　　」に、「工事監理者氏名　　印」を「工事監理者氏名　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意2①を削り、注意2②を注意2①とし、注意2③を注意2②とする。
別記第二十号様式中「届出者氏名　　印」を「届出者氏名　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意2①を削り、注意2②を注意2とする。
別記第二十六号様式中「申請者氏名　　印」を「申請者氏名　　」に、「工事監理者氏名　　印」を「工事監理者氏名　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意2①を削り、注意2②を注意2①とし、注意2③を注意2②とする。

別記第三十三号様式中「申請者氏名　　印」を「申請者氏名　　」に、「

※建築主事 印	※審査

」を「

※建築主事	※審査担当者
担当者　　印	

」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意１①を削り、注意１②を注意１①とし、注意１③を注意１②とする。

別記第三十四号様式中「申請者氏名　　印」を「申請者氏名　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意１①を削り、注意１②を注意１①とし、注意１③を注意１②とする。

別記第三十六号の二様式中「報告者氏名　　印」を「調査者氏名　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意２①を削り、注意２②を注意２①とし、注意２③から注意２⑪までを一ずつ繰り上げる。

別記第三十六号の三様式中「第十一条の四」を「第十一条の三」に改める。

別記第三十六号の四様式中「報告者氏名　　印」を「報告者氏名　　」に、「検査者氏名印」を「検査者氏名　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意２①を削り、注意２②を注意２①とし、注意２③から注意２⑧までを一ずつ繰り上げる。

別記第三十六号の五様式中「第十一条の四」を「第十一条の三」に改める。

別記第三十六号の六様式中「報告者氏名　　印」を「報告者氏名　　」に、「検査者氏名印」を「検査者氏名　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意２①を削り、注意２②を注意２①とし、注意２③から注意２⑦までを一ずつ繰り上げる。

別記第三十六号の七様式中「第十一条の四」を「第十一条の三」に改める。

別記第三十六号の八様式中「報告者氏名　　印」を「報告者氏名　　」に、「検査者氏名印」を「検査者氏名　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意２①を削り、注意２②を注意２①とし、注意２③を注意２②とし、注意２④を注意２③とする。

別記第三十六号の九様式中「第十一条の四」を「第十一条の三」に改める。

別記第三十六号の十様式中「報告者氏名　　印」を「報告者氏名　　」に、「検査者氏名印」を「検査者氏名　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意２①を削り、注意２②を注意２①とし、注意２③から注意２⑧までを一ずつ繰り上げる。

別記第三十六号の十一様式及び別記第三十七号様式中「第十一条の四」を「第十一条の三」に改める。

別記第三十七号の六様式、別記第三十七号の八の二様式、別記第三十七号の十様式、別記第三十七号の十二様式、別記第三十七号の十二の二様式、別記第三十七号の十四様式、別記第三十七号の十六様式、別記第三十七号の十六の二様式、別記第三十七号の十八様式、別記第三十七号の二十様式及び別記第三十七号の二十の二様式中「(署　名)」を削る。

別記第四十号様式中「氏名　　印」を「氏名　　」に改め、注意２②を注意２①とし、注意２③を注意２②とする。

別記第四十一号様式中「氏名　　印」を「氏名　　」に改め、注意１①を削り、注意１②を注意１とする。

別記第四十三号様式及び別記第四十四号様式中「申請者氏名　　印」を「申請者氏名　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意２①を削り、注意２②を注意２①とし、注意２③から注意２⑤までを一ずつ繰り上げる。

別記第四十五号様式中「申請者氏名　　印」を「申請者氏名　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意２①を削り、注意２②を注意２①とし、注意２③から注意２⑤までを一ずつ繰り上げる。

別記第四十六号様式中「申請者氏名　　印」を「申請者氏名　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意２①を削り、注意２②を注意２①とし、注意２③から注意２⑤までを一ずつ繰り上げる。

別記第四十八号様式中「申請者氏名　　印」を「申請者氏名　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意２①を削り、注意２②を注意２①とし、注意２③から注意２⑤までを一ずつ繰り上げる。

別記第四十九号の三様式中「申請者氏名　　印」を「申請者氏名　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意２①を削り、注意２②を注意２①とし、注意２③を注意２②とし、注意２④を注意２③とする。

別記第四十九号の七様式中「申請者氏名　　印」を「申請者氏名　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意２①を削り、注意２②を注意２①とし、注意２③から注意２⑤までを一ずつ繰り上げる。

別記第五十号の二様式中「申請者の氏名又は名称　　印」を「申請者の氏名又は名称　　」に改め、注意②を削り、注意③を注意②とし、注意④を注意③とし、注意⑤を注意④とする。

別記第五十号の五様式中「申請者の氏名又は名称　　印」を「申請者の氏名又は名称　　」に改め、注意②を削り、注意③を注意②とし、注意④から注意⑥までを一ずつ繰り上げる。

別記第五十号の八様式中「印」及び注意②を削り、注意③を注意②とし、注意⑤を注意④とする。

別記第五十号の九様式中「印」及び注意②を削り、注意③を注意②とする。

別記第五十号の十一様式及び別記第五十号の十四様式中「申請者の氏名又は名称　　印」を「申請者の氏名又は名称　　」に改め、注意②を削り、注意③を注意②とし、注意④を注意③とし、注意⑤を注意④とする。

別記第五十一号様式中「(署　名)」を削り、「責任者（職氏名）　印」を「責任者（職氏名）　」に改める。

別記第五十三号様式から別記第六十号様式までの様式中「(署　名)」を削る。

別記第六十号の二様式中「(署　名)」を削り、「責任者（職氏名）印」を「責任者（職氏名）」に改める。

別記第六十号の四様式から別記第六十号の十一様式までの様式中「(署　名)」を削る。

別記第六十一号様式、別記第六十一号の二様式、別記第六十五号様式及び別記第六十五号の二様式中「申請者氏名　　印」を「申請者氏名　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意２①を削り、注意２②を注意２①とし、注意２③から注意２⑤までを一ずつ繰り上げる。

別記第六十七号の三様式中「申請者氏名　　印」を「申請者氏名　　」に、「設計者氏名印」を「設計者氏名　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意２①を削り、注意２②を注意２①とし、注意２③から注意２⑤までを一ずつ繰り上げる。

別記第六十七号の四様式中「第十一条の四」を「第十一条の三」に改める。

別記第六十九号様式中「届出者氏名　　印」を「届出者氏名　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意１①を削り、注意１②を注意１とする。

（海事代理士法施行規則の一部改正）

第十五条　海事代理士法施行規則（昭和二十六年運輸省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「氏　　名　印」を「氏　　名　」に改め、備考を削る。

第二号様式中「印」及び備考を削る。

第三号様式中「氏　　名　印」を「氏　　名　」に改め、備考を削る。

第四号様式中「印」及び備考を削る。

（内航海運業法施行規則等の一部改正）

第十六条　次に掲げる省令の規定中「印」を削る。

一　内航海運業法施行規則（昭和二十七年運輸省令第四十二号）第一号様式、第二号様式及び第八号様式

二　公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則（昭和二十七年建設省令第二十三号）様式第一号及び様式第二号

三　車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）様式第一

四　船舶推進性能試験及び船舶用機関性能試験規則（昭和四十年運輸省令第四十三号）第一号様式から第四号様式まで

五　船舶設備規程等の一部を改正する省令（昭和五十五年運輸省令第十二号）別記様式

六　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は鉄道事業者等が交付する一般旅客定期航路事業廃止等交付金に関する省令（昭和五十六年運輸省建設省令第十六号）様式第一から様式第三まで

七　大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法施行規則（昭和六十三年建設省令第十七号）別記様式第二及び別記様式第三

八　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則（平成三十年国土交通省令第八十三号）別記様式第五、別記様式第六及び別記様式第十

（自動車整備士技能検定規則の一部改正）

第十七条　自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「申請者　　印」を「申請者　　」に改め、注6を削る。

（優良自動車整備事業者認定規則の一部改正）

第十八条　優良自動車整備事業者認定規則（昭和二十六年運輸省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「印」及び備考を削る。

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第十九条　道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第六号様式中「印」及び備考(5)を削る。

第七号様式中「印」及び注(2)を削り、注(1)を注とする。

第八号様式中「（第三十七条の二関係）」を「（第三十七条の二の二関係）」に改め、「㊞」及び注を削る。

第十号様式中注(3)を削る。

軽二輪第一号様式及び軽二輪第二号様式中「印」及び備考を削る。

軽二輪第三号様式中「㊞」及び注(3)を削る。

軽二輪第四号様式及び軽二輪第五号様式中「印」及び備考を削る。

（道路運送法施行規則の一部改正）

第二十条　道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項及び第二十二条第一項中「記載し、かつ、当事者が連署した」を「記載した」に改める。

第二十三条第一項中「記載し、かつ当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）した」を「記載した」に改める。

（自動車道事業規則の一部改正）

第二十一条　自動車道事業規則（昭和二十六年運輸省・建設省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項及び第二十六条第一項中「記載し、かつ、当事者が連署した」を「記載した」に改める。

第二十七条第一項中「記載し、かつ当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）した」を「記載した」に改める。

（自動車型式指定規則の一部改正）

第二十二条　自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表第一号を次のように改める。

一　削除			

第六条第一項の表第四号を次のように改める。

四　削除			

第六条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第十条を次のように改める。

第十条　削除

第一号様式中「印並びに」を削り、同様式備考(1)中「連署して指定を申請する場合は」を「車台の製作等を行う者と車体の製作等を行う者が異なる場合は、申請者の氏名又は名称及び住所欄」に改め、同様式備考(2)中「連署して申請する」を「車台の製作等を行う者と車体の製作等を行う者が異なる」に、「外」を「ほか」に改め、同様式備考(4)を削る。

第一号様式の二中「印並びに」及び備考(2)を削り、備考(1)を備考とする。

第二号様式を次のように改める。

第二号様式　削除

第三号様式中「印並びに」及び備考を削る。

第四号様式中「㊞」及び備考(2)を削り、備考(1)を備考(2)とし、同備考の前に次のように加える。

(1)　車台の製作等を行う者と車体の製作等を行う者が異なる場合は、当該指定製作者等の氏名又は名称を並記すること。

（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正）

第二十三条　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）の一部を次のように改める。

第七号様式及び第十五号様式の二中「※写真の割印は、指定医師の押印とする。」及び「割印※」を削り、「医療機関の名称及び所在地　　印」を「医療機関の名称、所在地及び連絡先　　」に改める。

第二十三号様式中「※写真の割印は、医師又は検査員の押印とする。」及び「割印※」を削り、「医療機関又は講習機関の名称　　印　　」を「医療機関又は講習機関の名称、所在地及び連絡先　　」に改め、注を削る。

（土地収用法施行規則の一部改正）

第二十四条　土地収用法施行規則（昭和二十六年建設省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第五中「氏名又は名称　　印」を「氏名又は名称　　」に改める。

別記様式第六の二から別記様式第七の六まで、別記様式第九の二から別記様式第十の三まで及び別記様式第十二から別記様式第十三の二までの様式中「印」を削る。

（港湾法施行規則の一部改正）

第二十五条　港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条の九第一項中「を記載し、かつ、申請者の代表者が記名押印し、又は署名しなければ」を「及び申請者の代表者の氏名を記載しなければ」に改める。

第一号様式及び第二号様式中「印」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

第三号様式中「印」及び備考3を削る。

第三号の二様式中「印(イ)」を「(イ)」に改め、同様式備考5(イ)(1)中「が記名押印し、又は署名する」を「の氏名を記載する」に改め、同(2)中「が、その氏名」を「の氏名」に、「が記名押印し、又は署名する」を「の氏名を記載する」に改める。

第五号の二様式中「及び船長又は委任を受けた代理人若しくは船舶の職員による署名」及び「and signature by master, authorized agent or officer」を削る。

第五号の三様式中「印」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4から備考8までを一ずつ繰り上げる。

第六号の二様式及び第七号様式中「印」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

第九号様式中「印」及び備考1を削り、備考2を備考とする。

（航空法施行規則の一部改正）

第二十六条　航空法法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第二項中「及び」を削り、「第一号若しくは第二号」を「次の各号」に改め、「添付し、又は第三号に掲げる書類を提示し、かつ、その写しを」を削り、同項第三号中「当該証書」の下に「の写し」を加え、同条第三項中「第一号」を「次の各号」に改め、「、又は第二号に掲げる書類を提示し、かつ、その写しを添付し」を削り、同項第二号中「当該証書」の下に「の写し」を加える。

第六十三条第二項中「及び」を削り、「第一号若しくは第二号」を「次の各号」に改め、「添付し、又は第三号に掲げる書類を提示し、かつ、その写しを」を削り、同項第三号中「当該証書」の下に「の写し」を加え、同条第三項中「提示し、かつ、その写しを」を削り、同項第二号中「当該証書」の下に「の写し」を加える。

第百六十八条第一項中「(第五号を除く。)」及び「、又は第五号に掲げる書類を提示し、かつ、その写しを添付し」を削り、同項第五号中「証する文書」を「証する文書の写し」に改める。

第二百二十二条第一項及び第二百二十三条第一項中「記載し、かつ、当事者が連署した」を「記載した」に改める。

第二百二十四条第一項中「記載し、かつ、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）した」を「記載した」に改める。

第四号様式中「印」を削る。

第七号様式中「印」及び注2を削り、注1を注とする。

第七号の二様式中「印」及び注を削る。

第八号の二様式中「印」及び注2を削り、注1を注とする。

第九号様式、第十一号様式、第十一号の二様式及び第十一号の四様式中「印」及び注を削る。

第十二号様式中「印」及び注2を削り、注1を注とする。

第十二号の二様式、第十二号の四様式、第十三号様式、第十六号様式、第十六号の三様式及び第十六号の五様式、第十九号の四様式、第十九号の六様式及び第十九号の八様式中「印」及び注を削る。

第二十二号様式中「(印)」を削り、

私は、この申請書の記載事項が、私の知り得る限り、真正であることを誓います。

申請者署名＿＿＿＿

年　月　日

を

申請
□私

者は以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「レ」マークを入れること。
は、この申請書の記載事項が、私の知り得る限り、真正であることを誓います。

年　月　日

に改め、同様式40及び41の欄中「印」を削る。

第二十三号様式中「印」及び注を削る。

第二十四号の二様式中「(印)」及び注を削る。

第二十六号様式中「(印)」を削り、

私は、この申請書の記載事項が、私の知り得る限り、真正であることを誓います。

申請者署名＿＿＿＿

年　月　日

を

申請
□私

者は以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「レ」マークを入れること。
は、この申請書の記載事項が、私の知り得る限り、真正であることを誓います。

年　月　日

に改め、同様式36及び37の欄中「印」を削る。

第二十七号様式（裏）中

氏名	認印

を

氏名

に改める。

第二十八号様式中「氏名　印」を「氏名　」に改め、注を削る。

第二十八号の三様式中「(印)」及び注を削る。

第二十八号の五様式中「印」及び注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とする。

第二十八号の七様式中「印」及び注を削る。

第二十八号の八様式中「印」及び注1を削り、注2を注とする。

第二十九号の二様式中「印」及び注を削る。

（道路法施行規則の一部改正）

第二十七条　道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

様式第五中「印」及び記載要領４を削り、記載要領５を記載要領４とし、記載要領６を記載要領５とし、記載要領７を記載要領６とする。

様式第五の二中「印」を削る。

様式第五の四及び様式第七の四中「印」を削る。

（小型漁船の総トン数の測度に関する省令の一部改正）

第二十八条　小型漁船の総トン数の測度に関する省令（昭和二十八年運輸省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一号書式中「印」及び備考２を削り、備考１を備考とする。

（航空機登録規則の一部改正）

第二十九条　航空機登録規則（昭和二十八年運輸省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第十五条を次のように改める。

第十五条　削除

（鉄道軌道整備法施行規則の一部改正）

第三十条　鉄道軌道整備法施行規則（昭和二十八年運輸省令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二十一号様式の四中「㊞」を削る。

第二十二号様式中「申込者の氏名又は名称　　㊞」を「申込者の氏名又は名称　　」に、「国土交通大臣　　㊞」を「国土交通大臣　　印」に改める。

第二十三号様式から第二十五号様式までの様式中「氏名又は名称　　㊞」を「氏名又は名称　　」に改める。

（建設機械抵当法施行規則の一部改正）

第三十一条　建設機械抵当法施行規則（昭和二十九年建設省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊞」を削り、同様式記載要領１中「の上押印」を削り、「及び主たる事務所の所在地を記入の上代表者の氏名を記入し押印」を「、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記入」に改める。

別記様式第五号中「㊞」を削り、同様式記載要領１中「の上押印」を削り、「主たる事務所の所在地を記入の上代表者の氏名を記入し押印」を「名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記入」に改める。

別記様式第六号中「㊞」を削り、同様式記載要領１中「の上押印」を削り、「及び主たる事務所の所在地を記入の上代表者の氏名を記入し押印」を「、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記入」に改める。

別記様式第七号中「㊞」を削り、同様式記載要領１中「の上押印」を削り、「及び主たる事務所の所在地を記入の上代表者の氏名を記入し押印」を「、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記入」に改める。

（土地区画整理法施行規則の一部改正）

第三十二条　土地区画整理法施行規則（昭和三十年建設省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項第一号中「印を証する印鑑証明」を「運転免許証（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証をいう。）、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）、旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券をいう。）の写しその他その者が本人であることを確認するに足りる書類（法人にあつては、印鑑登録証明書その他その者が本人であることを確認するに足りる書類）（以下「本人確認書類」という。）」に改める。

第二十三条第三項第一号中「印を証する印鑑証明」を「本人確認書類」に改める。

別記様式第一中「㊞」及び備考２を削り、備考１を備考とする。

別記様式第二中「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４から備考７までを一ずつ繰り上げる。

別記様式第三及び別記様式第四中「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とする。

別記様式第五中「（第十条の六関係）」を「（第十条の六関係）」に改め、「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４を備考３とする。

別記様式第八中「㊞」を削る。

別記様式第九中「㊞」及び備考５を削る。

別記様式第十及び別記様式第十一中「㊞」を削る。

（空港法施行規則の一部改正）

第三十三条　空港法施行規則（昭和三十一年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「記載し、かつ、合併又は分割の当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）した」を「記載した」に改める。

（動力車操縦者運転免許に関する省令の一部改正）

第三十四条　動力車操縦者運転免許に関する省令（昭和三十一年運輸省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第１号の二様式中「申請者氏名　　印」を「申請者氏名　　」に改め、備考を削る。

第二号様式中「申請者氏名　　印」を「申請者氏名　　」に改め、備考２を削り、備考１を備考とする。

第三号様式中「印」及び備考を削る。

（都市公園法法施行規則の一部改正）

第三十五条　都市公園法施行規則（昭和三十一年建設省令第三十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「印」及び備考２を削り、備考３を備考２とする。

別記様式第三中「印」を削る。

別記様式第四中「印」及び備考５を削る。

（倉庫業法施行規則の一部改正）

第三十六条　倉庫業法施行規則（昭和三十一年運輸省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「記載し、かつ、当事者が連署した」を「記載した」に改める。

第十六条第一項中「記載し、かつ、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）した」を「記載した」に改める。

（宅地建物取引業法施行規則の一部改正）

第三十七条　宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号、別記様式第二号及び別記様式第三号の二から別記様式第三号の五までの様式中「㊞」を削る。

別記様式第三号の六及び別記様式第三号の九中「申請者　　印」を「申請者　　」に改める。

別記様式第五号から別記様式第七号の二までの様式中「㊞」を削る。

別記様式第七号の二の二中「氏　名　　㊞」を「氏　名　　」に改める。

別記様式第七号の四及び別記様式第七号の五中「㊞」を削る。

別記様式第七号の六中「㊞」を削る。

別記様式第十二号及び別記様式第十二号の二中「㊞」を削る。

別記様式第十二号の三中「㊞」及び「印」を削る。

別記様式第十二号の四中「及び氏名　　印」を「及び氏名　　」に改める。

別記様式第十二号の五中「印」を削る。

別記様式第十三号から別記様式第十五号まで及び別記様式第十六号の二から別記様式第十六号の四までの様式中「㊞」を削る。

別記様式第十七号及び別記様式第十八号中「㊞」を削る。

別記様式第十九号中「及び氏名　　印」を「及び氏名　　」に改める。

別記様式第二十号中「㊞」を削る。

別記様式第二十一号中「及び氏名　　㊞」を「及び氏名　　」に改める。

別記様式第二十二号及び別記様式第二十三号中「㊞」を削る。

別記様式第二十三号の二中「㊞」を削る。

別記様式第二十六号中「㊞」及び備考6を削り、備考7を備考6とする。

（危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正）

第三十八条　危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第一号の二様式中「㊞」及び注2を削り、注1を注とする。

第二号様式中「印」及び注2を削り、注1を注とする。

第三号様式から第五号様式までの様式中「㊞」及び注2を削り、注1を注とする。

第六号様式中「㊞」及び注5を削る。

第七号様式中「㊞」及び注3を削る。

第八号様式中「㊞」及び注2を削り、注1を注とする。

第十号様式中「㊞」及び注2を削り、注1を注とする。

第十二号様式中「印」及び注5を削る。

第十五号様式中「㊞」及び注2を削り、注1を注とする。

（内航海運組合法施行規則の一部改正）

第三十九条　内航海運組合法施行規則（昭和三十二年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「添え、」の下に「当事者の名称及び」を加え、「、当事者が連署して、」を削る。

（港湾運送事業法施行規則の一部改正）

第四十条　港湾運送事業法施行規則（昭和三十四年運輸省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「に当事者が連署して、これ」を削る。

第十五条第一項中「に当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）して、これを」を削る。

（自動車ターミナル法施行規則の一部改正）

第四十一条　自動車ターミナル法施行規則（昭和三十四年運輸省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「に当事者が連署して、これ」を削る。

第七条第一項中「に当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）して、これ」を削る。

（住宅地区改良法施行規則の一部改正）

第四十二条　住宅地区改良法施行規則（昭和三十五年建設省令第十号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊞」及び備考5を削る。

（施工技術検定規則等の一部改正）

第四十三条　次に掲げる省令の規定中「㊞」を削る。

一　施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）様式第二号(イ)及び様式第二号(ロ)

二　近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行規則（昭和四十年総理府令第四十二号）別記様式第三

三　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十四年建設省令第四十八号）別記様式第一

四　地価公示法施行規則（昭和四十四年建設省令第五十五号）別記様式第二

五　積立式宅地建物販売業法施行規則（昭和四十六年建設省令第二十九号）別記様式第一、別記様式第四から別記様式第七まで及び別記様式第十

六　国土利用計画法施行規則（昭和四十九年総理府令第七十二号）別記様式第一から別記様式第四まで及び別記様式第六

七　船員に関する勤労者財産形成促進法施行規則（昭和五十年運輸省令第四十六号）別記様式

八　農住組合の行う土地区画整理事業の施行及び生産緑地地区に関する都市計画についての要請に関する省令（昭和五十六年建設省令第十号）別記様式第一及び別記様式第二

九　航空法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める省令（平成六年運輸省令第五十号）第一号様式及び第二号様式

（公共用地の取得に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第四十四条　公共用地の取得に関する特別措置法施行規則（昭和三十六年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「氏名又は名称　　印」を「氏名又は名称　　」に改める。

別記様式第三及び別記様式第四中「印」を削る。

（宅地造成等規制法施行規則の一部改正）

第四十五条　宅地造成等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号）の一部を次のように改める。

別記様式第一中「㊞」及び注意5を削る。

別記様式第二中「申請者　氏名　　㊞」を「申請者　氏名　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意7を削る。

別記様式第三中「㊞」及び注意3を削る。

（船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令の一部改正）

第四十六条　船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和三十七年運輸省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「㊞」及び注を削る。

（船舶安全法施行規則の一部改正）

第四十七条　船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式中「印」及び注を削る。

第四号様式中「印」及び注６を削る。

第五号様式中「印」及び注を削る。

第六号様式中「印」及び注２を削り、注１を注とする。

第七号様式中「印」及び注３を削る。

第十号様式、第十二号様式、第十四号様式、第十六号の二様式、第十九号の二様式、第二十号様式中、第二十一号の四様式及び第二十一号の五様式中「印」及び注を削る。

第二十三号様式中「印」を削る。

第二十五号様式中「申請者の氏名又は名称及び住所　　印」を「申請者の氏名又は名称及び住所　　」に改め、注を削る。

（不動産の鑑定評価に関する法律施行規則の一部改正）

第四十八条　不動産の鑑定評価に関する法律施行規則（昭和三十九年建設省令第九号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「申請者の住所及び氏名　　印」を「申請者の住所及び氏名　　」に改める。

別記様式第三中「印」を削る。

別記様式第五中「不動産鑑定士補」を「不動産鑑定士」に、「申請者氏名　　印」を「申請者氏名　　」に改め、備考１を削り、備考２を備考１とし、備考３を備考２とする。

別記様式第六中「不動産鑑定士補」を「不動産鑑定士」に、「申請者の住所及び氏名　　印」を「申請者の住所及び氏名　　」に改め、備考１を削り、備考２を備考とする。

別記様式第七及び別記様式第九中「申請者の住所及び氏名　　印」を「申請者の住所及び氏名　　」に改める。

（特殊貨物船舶運送規則の一部改正）

第四十九条　特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第二号の二様式まで、第二号の五様式、第二号の六様式、第三号様式、第四号様式、第七号様式、第九号様式、第十一号様式、第十二号様式及び第十四号様式中「印」及び（注）を削る。

（道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則の一部改正）

第五十条　道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則（昭和三十九年運輸省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式中「㊞」を削る。

（河川法施行規則の一部改正）

第五十一条　河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三中「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４から備考６までを一ずつ繰り上げる。

別記様式第四中「㊞」及び備考１を削り、備考２を備考１とし、備考３から備考６までを一ずつ繰り上げる。

別記様式第五中「㊞」及び備考１を削り、備考２を備考１とし、備考３から備考７までを一ずつ繰り上げる。

別記様式第六中「㊞」及び備考１を削り、備考２を備考１とし、備考３から備考６までを一ずつ繰り上げる。

別記様式第七中「㊞」及び備考１を削り、備考２を備考１とし、備考３から備考５までを一ずつ繰り上げる。

別記様式第八の㈱及びの中「（２）（甲）」及び備考２を削り、備考３を備考２とする。

別記様式第八の二中「㊞」を削る。

別記様式第八の三中「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４から備考８までを一ずつ繰り上げる。

別記様式第十中「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とする。

別記様式第十一中「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４を備考３とする。

別記様式第十二中「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とする。

別記様式第十三中「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４から備考６までを一ずつ繰り上げる。

別記様式第十六中「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４を備考３とし、備考５を備考４とする。

別記様式第十六の二中「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とする。

別記様式第十六の四中「㊞」及び備考１を削り、備考２を備考とする。

別記様式第二十中「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４から備考９までを一ずつ繰り上げる。

（道の区域内の国土交通大臣が管理する河川に係る流水占用料等に関する省令の一部改正）

第五十二条　道の区域内の国土交通大臣が管理する河川に係る流水占用料等に関する省令（昭和四十年建設省令第十七号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「住所　　氏名　　㊞」を「住所　　氏名　　」に改める。

（海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部改正）

第五十三条　海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和四十年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第九号様式中「印」及び（注）２を削り、（注）１を（注）とする。

第十号様式中「印」及び（注）を削る。

第十二号様式中「申請者の氏名又は名称及び住所　　印」を「申請者の氏名又は名称及び住所　　」に改め、（注）を削る。

（小型船造船業法施行規則の一部改正）

第五十四条　小型船造船業法施行規則（昭和四十一年運輸省令第五十四号）の一部を次のように改める。

第一号様式及び第三号様式中「氏名又は名称　　印」を「氏名又は名称　　」に改める。

（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第五十五条　古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行規則（昭和四十二年建設省令第二号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊞」及び備考５を削る。

（流通業務市街地の整備に関する法律施行規則の一部改正）

第五十六条　流通業務市街地の整備に関する法律施行規則（昭和四十二年建設省令第三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第四中「㊞」及び備考４を削り、備考５を備考４とし、備考６を備考５とし、備考７を備考６とする。

別記様式第五中「㊞」及び備考４を削り、備考５を備考４とし、備考６を備考５とする。

（ダム使用権登録令施行規則の一部改正）

第五十七条　ダム使用権登録令施行規則（昭和四十二年建設省令第五号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「記名押印しなければ」を「氏名又は名称を記載しなければ」に改める。

第十三条を次のように改める。

第十三条　削除

第十四条中「申請人」を「登録を申請する者（第十六条及び第三十条において「申請人」という。）」に改める。

第十六条第二項中「記名押印しなければ」を「氏名又は名称を記載しなければ」に改める。

（船員災害防止活動の促進に関する法律施行規則等の一部改正）

第五十八条　次に掲げる省令の規定中「㊞」を削る。

一　船員災害防止活動の促進に関する法律施行規則（昭和四十二年運輸省令第七十八号）第一号様式及び第二号様式

二　指定漁船に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令（昭和四十三年運輸省令第四十九号）別記様式

三　船内における食料の支給を行う者に関する省令（昭和五十年運輸省令第七号）第三号様式

四　浄化槽設備士に関する省令（昭和五十九年建設省令第十七号）別記様式第六号及び別記様式第七号

五　航空法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令（平成十二年運輸省令第二十七号）第一号様式及び第二号様式

六　踏切道改良促進法施行規則（平成十三年国土交通省令第八十六号）第一号様式及び第三号様式

（下水道法施行規則の一部改正）

第五十九条　下水道法施行規則（昭和四十二年建設省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

別記様式第四中「氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名　　㊞」を「氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名　　」に改め、備考１を削り、備考２を備考１とし、備考３を備考２とし、備考４を備考３とする。

別記様式第五中「㊞」及び備考１を削り、備考２を備考とする。

別記様式第六及び別記様式第七中「氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名　　㊞」を「氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名　　」に改め、備考１を削り、備考２を備考１とし、備考３を備考２とし、備考４を備考３とする。

別記様式第八中「氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名　　㊞」を「氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名　　」に改め、備考１を削り、備考２を備考１とし、備考３から備考５までを一ずつ繰り上げる。

別記様式第十七中「㊞」及び備考３を削り、備考４を備考３とし、備考５を備考４とし、備考６を備考５とする。

（都市計画法施行規則の一部改正）

第六十条　都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条第六項中「記名押印又は署名をしなければ」を「その氏名を記載しなければ」に改める。

別記様式第一中「㊞」及び備考５を削る。

別記様式第二中「氏名　　㊞」を「氏名　　」に改め、備考４を削り、備考５を備考４とし、備考６を備考５とし、備考７を備考６とする。

別記様式第二の二中「氏名　　㊞」を「氏名　　」に改め、備考４を削り、備考５を備考４とし、備考６を備考５とする。

別記様式第四及び別記様式第五中「氏名　　㊞」を「氏名　　」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とする。

別記様式第八中「㊞」及び備考２を削り、備考１を備考とする。

別記様式第九中「氏　名　　㊞」を「氏　名　　」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４を備考３とする。

別記様式第九の二中「別記様式第９の２」を「別記様式第九の二」に改め、「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４から備考６までを一ずつ繰り上げる。

別記様式第九の三中「㊞」及び備考６を削る。

別記様式第九の四中「㊞」及び備考５を削る。

別記様式第十中「㊞」及び備考２を削り、備考１を備考とする。

別記様式第十一中「㊞」及び備考６を削る。

別記様式第十一の二中「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４から備考７までを一ずつ繰り上げる。

別記様式第十一の三中「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とする。

別記様式第十一の五中「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４から備考７までを一ずつ繰り上げる。

別記様式第十二中「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４を備考３とし、備考５を備考４とする。

別記様式第十三中「㊞」及び備考２を削り、備考１を備考とする。

別記様式第十六中「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４を備考３とする。

（都市再開発法施行規則の一部改正）

第六十一条　都市再開発法施行規則（昭和四十四年建設省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第二項第一号中「印を証する印鑑証明」を「運転免許証（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証をいう。）、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）、旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券をいう。）の写しその他その者が本人であることを確認するに足りる書類（法人にあつては、印鑑登録証明書その他その者が本人であることを確認するに足りる書類）（第二十四条第二項において「本人確認書類」という。）」に改める。

第二十四条第二項中「権利処分承認申請書に署名した者の印を証する印鑑証明」を「権利の処分について承認を得ようとする者及び権利の処分の相手方の本人確認書類」に改める。

別記様式第一中「印」を削る。

別記様式第一の二中「印」及び備考３を削る。

別記様式第二中「印」及び備考６を削る。

別記様式第五中「印」を削る。

別記様式第五の二中「印」及び備考３を削り、備考４を備考３とし、備考５を備考４とし、備考６を備考５とする。

別記様式第五の三中「印」及び備考５を削る。

別記様式第六中「印」及び備考６を削り、備考７を備考６とする。

別記様式第七中「印」及び備考３を削り、備考４を備考３とする。

別記様式第八中「印」及び備考６を削り、備考７を備考６とする。

別記様式第九及び別記様式第十三中「印」及び備考４を削り、備考５を備考４とする。

別記様式第十三の二中「印」及び備考３を削る。

別記様式第十四中「印」及び備考３を削り、備考４を備考３とする。

別記様式第十五中「印」及び備考２を削り、備考３を備考２とする。

別記様式第十六中「印」を削り、同様式の備考中「４　裁定申立者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。」を削る。

別記様式第十七中「印」及び備考６を削り、備考７を備考６とする。

別記様式第十八中「印」及び備考３を削り、備考４を備考３とする。

別記様式第十九中「印」及び備考６を削り、備考７を備考６とする。

別記様式第二十中「印」及び備考３を削り、備考４を備考３とする。

別記様式第二十二中「印」を削り、同様式の備考１中「この通知書に押印した者の印を証する印鑑証明」を「権利を譲渡した者の本人確認書類」に改める。

別記様式第二十三中「印」を削り、同様式の備考１中「この通知書に押印した者の印を証する印鑑証明」を「質権を設定した者の本人確認書類」に改める。

別記様式第二十四中「印」を削り、同様式の備考１中「この届出書に押印した者の印を証する印鑑証明」を「譲受け予定者及び先取特権、質権又は抵当権（これらの権利を目的とする権利を含む。）を有していた者の本人確認書類」に改める。

別記様式第二十五中「印」を削り、「

注１　申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載して下さい。 ２　氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

」を「

注　申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。

」に改める。

（自動車登録規則の一部改正）

第六十二条　自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

４　登録の抹消又は抹消した登録の回復の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　自動車登録番号

二　第一項第二号、第六号及び第九号に掲げる事項

三　代理人により登録の抹消又は抹消した登録の回復の申請をするときは、その氏名又は名称及び住所

四　登録の抹消又は抹消した登録の回復の原因及びその日付

（自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部改正）

第六十三条　自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和四十五年運輸省令第八号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「（使用者）　氏名又は名称＿＿＿＿＿＿　印」を「（使用者）　氏名又は名称＿＿＿＿＿＿」に改め、備考を次のように改める。

備考　新規登録申請又は移転登録申請を行う場合以外の場合にあっては、所有者は、押印することを要しない。

第二号様式及び第三号様式中「印」及び備考を削る。

第三号様式の二中「（使用者）　氏名又は名称＿＿＿＿＿＿　印」を「（使用者）　氏名又は名称＿＿＿＿＿＿」に改め、備考を次のように改める。

備考　永久抹消登録申請、一時抹消登録申請又は輸出抹消登録申請を行う場合以外の場合にあっては、所有者は、押印することを要しない。

第三号様式の三中「申請代理人　氏名＿＿＿＿＿＿　印」を「申請代理人　氏名＿＿＿＿＿＿」に改め、備考を次のように改める。

備考　永久抹消登録申請を行う場合以外の場合にあっては、所有者は、押印することを要しない。

第四号様式中「印」及び備考を削る。

第五号様式中「（登録権利者）　氏名又は名称＿＿＿＿＿＿　印」を「（登録権利者）　氏名又は名称＿＿＿＿＿＿」に、「申請代理人　氏名＿＿＿＿＿＿　印」を「申請代理人　氏名＿＿＿＿＿＿」に改める。

第六号様式及び専用第一号様式中「印」を削る。

専用第二号様式中「（使用者）　氏名又は名称＿＿＿＿＿＿　印」を「（使用者）　氏名又は名称＿＿＿＿＿＿」に改め、備考を次のように改める。

備考　移転登録申請を行う場合以外の場合にあっては、所有者は、押印することを要しない。

専用第三号様式、第七号様式、第八号様式、軽第一号様式から軽第五号様式まで、軽専用第一号様式及び軽専用第二号様式中「印」及び備考を削る。

（タクシー業務適正化特別措置法施行規則の一部改正）

第六十四条　タクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和四十五年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第三号様式中

事業者等の証明	
氏名又は名称及び住所	印

を

事業者等の証明
（氏名又は名称及び住所）

に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、注(3)を削る。

第六号様式中「印」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、注(2)を削り、注(1)を注とする。

第七号様式中「印」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、注(4)を削る。

第九号様式中「印」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、注(2)を削り、注(1)を注とする。

第十号様式中「印」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、注(3)を削る。

第十号様式の二中「印」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、注(2)を削り、注(1)を注とする。

（全国新幹線鉄道整備法施行規則の一部改正）

第六十五条　全国新幹線鉄道整備法施行規則（昭和四十五年運輸省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

第四号様式及び第四号の二様式中「㊞」及び備考4を削る。

第六号様式及び第十号様式中「㊞」及び備考を削る。

第十一号様式中「㊞」及び備考3を削る。

第十二号様式中「㊞」及び備考を削る。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正）

第六十六条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「印」及び備考4を削る。

第一号の四の二様式中「印」及び備考7を削る。

第一号の四の六様式中「印」及び備考5を削る。

第一号の五の二様式中「印」及び備考7を削る。

第一号の五の三様式及び第一号の六様式中「印」及び備考6を削る。

第一号の九の二様式及び第一号の九の四様式中「印」及び注2を削り、注1を注とする。

第一号の九の六様式中「印」及び備考4を削る。

第一号の九の八様式中「印」及び備考7を削る。

第一号の十三様式、第一号の十五様式、第一号の十七様式及び第一号の十八様式中「印」及び注2を削り、注1を注とする。

第六号の三様式中「印」及び注3を削る。

第八号様式中「申請者の氏名又は名称及び住所　　印」を「申請者の氏名又は名称及び住所　　」に改め、注を削る。

（旅行業法施行規則の一部改正）

第六十七条　旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中

受付印	経由印	収入印紙又は証紙ちょう付箇所 （消印しないこと。）

を

収入印紙又 （消印し
は証紙貼付箇所 ないこと。）

に改め、「㊞」を削り、同様式注1中「ちょう付」を「貼付」に改め、同様式注2を削り、注1を注とする。

第九号様式中「㊞」及び注を削る。

第十七号様式中

受付印	収入印紙又は証紙貼付箇所 （消印しないこと。）

を

収入印紙又は証紙貼付箇所 （消印しないこと。）

に改め、「㊞」及び注を削る。

（海上交通安全法施行規則の一部改正）

第六十八条　海上交通安全法施行規則（昭和四十八年運輸省令第九号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」及び注3を削る。

（船員電離放射線障害防止規則の一部改正）

第六十九条　船員電離放射線障害防止規則（昭和四十八年運輸省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「医師氏名印」を「医師氏名」に改める。

（船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部改正）

第七十条　船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項及び第二十四条第二項中「を記載して記名押印する」を「及び氏名を記載する」に改める。

第二十七条第一項中「を記載し、かつ、記名押印した」を「及び氏名又は名称を記載した」に改める。

第一号様式中「印」及び注を削る。

第九号様式中「印」を削る。

第十号様式中「印」及び注を削る。

第十一号様式中「申請者の氏名又は名称及び住所　　印」を「申請者の氏名又は名称及び住所　　」に改め、注を削る。

（船舶等型式承認規則の一部改正）

第七十一条　船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第四号様式及び第五号様式中「印」及び注を削る。

第六号様式中「申請者の氏名又は名称及び住所　　印」を「申請者の氏名又は名称及び住所　　」に改め、注を削る。

（都市緑地法法施行規則の一部改正）

第七十二条　都市緑地法法施行規則（昭和四十九年建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「印」及び備考5を削る。

別記様式第二及び別記様式第三中「印」及び注2を削り、注1を注とする。

別記様式第四中「印」及び注2を削り、注3を注2とする。

（公有水面埋立法施行規則の一部改正）

第七十三条　公有水面埋立法施行規則（昭和四十九年運輸省建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４を備考３とし、備考５を備考４とする。

別記様式第三中「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とする。

別記様式第四及び別記様式第五中「㊞」及び備考２を削り、備考１を備考とする。

別記様式第六中「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とする。

別記様式第七及び別記様式第八中「㊞」及び備考２を削り、備考１を備考とする。

別記様式第九中「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とする。

（生産緑地法法施行規則の一部改正）

第七十四条　生産緑地法施行規則（昭和四十九年建設省令第十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「（第一条関係）」を「（第四条関係）」に改め、「印」及び備考６を削る。

（新都市基盤整備法施行規則の一部改正）

第七十五条　新都市基盤整備法施行規則（昭和五十年建設省令第四号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項第一号中「印を証する印鑑証明」を「運転免許証（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証をいう。）、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）、旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券をいう。）の写しその他その者が本人であることを確認するに足りる書類（法人にあっては、印鑑登録証明書その他その者が本人であることを確認するに足りる書類）」に改める。

別記様式第二、別記様式第三、別記様式第五、別記様式第七から第九まで及び別記様式第十三中「㊞」を削る。

別記様式第十四中「㊞」及び備考１を削り、備考２を備考１とし、備考３から備考８までを一ずつ繰り上げる。

（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第七十六条　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則（昭和五十年建設省令第二十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４を備考３とする。

別記様式第二中「㊞」及び備考２を削り、備考１を備考とする。

別記様式第三中「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４を備考３とする。

別記様式第四中「㊞」及び備考２を削り、備考１を備考とする。

別記様式第七中「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４を備考３とする。

別記様式第八及び別記様式第九中「㊞」及び備考２を削り、備考１を備考とする。

別記様式第十二中「㊞」及び備考３を削る。

別記様式第十三中「㊞」及び備考を削る。

別記様式第十三の二中「印」を削る。

別記様式第十四中「㊞」及び備考２を削り、備考１を備考とする。

別記様式第十五中「㊞」及び備考を削る。

（船舶油濁等損害賠償保障法施行規則の一部改正）

第七十七条　船舶油濁等損害賠償保障法施行規則（昭和五十一年運輸省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名　印」を「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名　印」に、「代理人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名　印」を「代理人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名　印」に改め、注８を削る。

第二号様式中「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名　印」を「申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名　印」に、「代理人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名　印」を「代理人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名　印」に改め、注６を削る。

第四号様式中「印」及び注４を削る。

第五号様式中「印」及び注３を削る。

（幹線道路の沿道の整備に関する法律施行規則の一部改正）

第七十八条　幹線道路の沿道の整備に関する法律施行規則（昭和五十五年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「印」及び備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４から備考６までを一ずつ繰り上げる。

別記様式第二中「印」及び備考２を削り、備考３を備考２とする。

（船舶のトン数の測度に関する法律施行規則の一部改正）

第七十九条　船舶のトン数の測度に関する法律施行規則（昭和五十六年運輸省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「印」及び備考３を削る。

第二号様式及び第三号様式中「印」及び備考２を削り、備考１を備考とする。

第四号様式中「印」及び備考３を削る。

第七号様式中「㊞」及び備考を削る。

（土地区画整理士技術検定規則の一部改正）

第八十条　土地区画整理士技術検定規則（昭和五十七年建設省令第十六号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「明治　大正　昭和」を削る。

様式第二中「㊞」及び「明治　大正　昭和」を削る。

様式第四及び様式第六中「㊞」及び注を削る。

様式第八中「明治　大正　昭和」を削る。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正）

第八十一条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「㊞」及び注3を削る。

第一号の二の二様式及び第一号の二の四様式中「㊞」及び注2を削り、注1を注とする。

第一号の二の五様式中「㊞」を削る。

第一号の三様式、第一号の三の三様式及び第一号の三の四様式中「㊞」及び注2を削り、注1を注とする。

第一号の三の五様式中「㊞」及び注3を削る。

第一号の四様式中「㊞」及び注2を削り、注1を注とする。

第一号の五様式中「㊞」及び注3を削る。

第一号の五の二様式中「㊞」及び注2を削り、注1を注とする。

第一号の五の三様式及び第一号の五の五様式中「㊞」及び注3を削る。

第一号の五の六様式中「㊞」及び注2を削り、注1を注とする。

第一号の五の七様式中「㊞」及び注3を削る。

第一号の六様式中「㊞」及び注2を削り、注1を注とする。

第二号様式中「㊞」及び注5を削る。

第三号様式及び第四号様式中「㊞」及び注4を削る。

第七号様式中「㊞」及び注5を削る。

第八号様式及び第十号様式中「㊞」及び注4を削る。

第十三号様式中「㊞」及び注5を削る。

第十四号様式、第十五号様式、第十七号様式及び第十九号様式中「㊞」及び注3を削る。

第二十号様式中「㊞」及び注2を削り、注1を注とする。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部改正）

第八十二条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和五十八年運輸省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項及び第二十四条第二項中「を記載して記名押印する」を「及び氏名を記載する」に改める。

第二十八条第一項中「を記載し、かつ、記名押印した」を「及び氏名又は名称を記載した」に改める。

第一号様式中「㊞」及び注3を削る。

第七号様式及び第八号様式中「㊞」及び注2を削り、注1を注とする。

第十一号様式中「㊞」を削る。

第十二号様式中「㊞」及び注3を削る。

第十三号様式中「㊞」及び注2を削り、注1を注とする。

（海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則の一部改正）

第八十三条　海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一号様式、第三号様式、第四号様式、第六号様式、第八号様式及び第九号様式中「㊞」及び注2を削り、注1を注とする。

（浄化槽工事業に係る登録等に関する省令の一部改正）

第八十四条　浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和六十年建設省令第六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「㊞」を削る。

別記様式第三号及び別記様式第四号中「㊟」を削る。

別記様式第七号、別記様式第十一号及び別記様式第十二号中「㊞」を削る。

（浄化槽の型式の認定に関する省令の一部改正）

第八十五条　浄化槽の型式の認定に関する省令（昭和六十年建設省令第十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊞」及び備考を削る。

（船員に関する雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第八十六条　船員に関する雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和六十一年運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「を記載し、記名押印又は署名した」を「及び氏名又は名称を記載した」に改める。

（特定都市鉄道整備促進特別措置法施行規則の一部改正）

第八十七条　特定都市鉄道整備促進特別措置法施行規則（昭和六十一年運輸省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第六号様式中「㊞」及び注を削る。

（鉄道事業法施行規則の一部改正）

第八十八条　鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第二項及び第三十九条第一項中「記載し、かつ、当事者が連署した」を「記載した」に改める。

第四十条第一項中「記載し、かつ、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）した」を「記載した」に改める。

（民間都市開発の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第八十九条　民間都市開発の推進に関する特別措置法施行規則（昭和六十二年建設省令第十九号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「㊞」及び備考⑵を削り、備考⑶を備考⑵とし、備考⑷から備考⑽までを一ずつ繰り上げる。

（集落地域整備法施行規則の一部改正）

第九十条　集落地域整備法施行規則（昭和六十三年建設省令第二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「㊞」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

別記様式第二中「㊞」及び備考2を削り、備考3を備考2とする。

（大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第九十一条　大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法施行規則（平成元年建設省令第十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊞」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

（貨物利用運送事業法施行規則の一部改正）

第九十二条　貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「記載し、かつ、当事者が連署した」を「記載した」に改める。

第二十七条第一項中「記載し、かつ、連署（新設分割の場合にあっては、署名）した」を「記載した」に改める。

（貨物自動車運送事業法施行規則の一部改正）

第九十三条　貨物自動車運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項及び第十七条第一項中「記載し、かつ、当事者が連署した」を「記載した」に改める。

第十八条第一項中「記載し、かつ当事者が連署（新設分割の場合にあっては、署名）した」を「記載した」に改める。

（船舶安全法施行規則の一部改正）

第九十四条　船舶安全法施行規則の一部を改正する省令（平成三年運輸省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」及び注2を削り、注1を注とする。

（地方拠点都市地域における都市計画法の特例等に関する省令の一部改正）

第九十五条　地方拠点都市地域における都市計画法の特例等に関する省令（平成四年建設省令第十号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊞」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第九十六条　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成五年建設省令第十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

（被災市街地復興特別措置法施行規則の一部改正）

第九十七条　被災市街地復興特別措置法施行規則（平成七年建設省令第二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「印」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

別記様式第二中「㊞」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

備考 1　申出人が法人である場合においては、住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。 2　申出人の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記においては、押印を省略することができる。 3　「地積」欄の最下段に地積の合計を記載すること。 4　「換地処分の共用持分」欄は、従前の宅地の価額の割合ることを希望する場合にのみ記載すること。

を

それぞれその法人のすること。 載を自署で行う場合 と異なる割合を定め

に改める。

その法人の る割合を定

（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第九十八条　建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一号様式第一面中

「報告者の氏名又は名称 及び法人にあっては、 その代表者の氏名	を	「報告者の氏名又は名称 及び法人にあっては、 その代表者の氏名

に、「係員印」を「係員氏名」に改める。

第五号様式第一面中「申請者の氏名又は名称　　印」を「申請者の氏名又は名称　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意2を削り、注意1を注意とする。

第十二号様式第一面及び第十三号様式第一面中

「申請者の氏名又は名称 及び法人にあっては、 その代表者の氏名	を	「申請者の氏名又は名称 及び法人にあ その代表者の

又は名称
って
氏名

に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意を削る。

第十七号様式第一面中

「申請者（管理者等）の氏名又は名称、 及び法人にあってはその代表者の氏名	を	「申請者（管理者等） 及び法人にあっては

の氏名又は名称、
その代表者の氏名　　印」

に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意を削る。

第二十一号様式第一面中

「報告者の氏名又は名称 及び法人にあっては、 その代表者の氏名	を	「報告者の氏名又は名称 及び法人にあっては、 その代表者の氏名

に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意を削る。

（航空法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第九十九条　航空法施行規則の一部を改正する省令（平成九年運輸省令第十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊞」及び備考3を削る。

（航空法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令）

第百条　航空法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令（平成九年運輸省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「印」及び注を削る。

第三号様式中「印」及び注2を削り、注1を注とする。

第四号様式中「印」及び注を削る。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第百一条　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成九年建設省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第二項を削る。

第五十四条第二項第一号中「印を証する印鑑証明」を「運転免許証（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証をいう。）、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）、旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券をいう。）の写しその他その者が本人であることを確認するに足りる書類（法人にあっては、印鑑登録証明書その他その者が本人であることを確認するに足りる書類）（第八十六条第二項において「本人確認書類」という。）」に改める。

第八十六条第二項中「権利処分承認申請書に署名した者の印を証する印鑑証明」を「権利の処分について承認を得ようとする者及び権利の処分の相手方の本人確認書類」に改める。

別記第一号様式中「申請者の氏名又は名称　　印」を「申請者の氏名又は名称　　」に、「係員印」を「係員氏名」に、「注１　申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載してください。」を「注　申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載してください。」に改め、「２　氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。」を削る。

別記第三号様式中「印」を削り、「注１　申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載してください。」を「注　申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載してください。」に改め、「２　氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。」を削る。

別記第四号様式中「印」及び備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４から備考７までを１ずつ繰り上げる。

別記第五号様式中「印」及び備考２を削り、備考３を備考２とする。

別記第六号様式及び第七号様式中「印」を削る。

別記第八号様式中「印」及び備考６を削る。

別記第十一号様式中「印」を削る。

別記第十二号様式中「印」及び備考３を削る。

別記第十三号様式中「印」及び備考５を削る。

別記第十四号様式中「印」及び備考６を削る。

別記第十五号様式中「印」及び備考３を削る。

別記第十六号様式中「印」及び備考６を削る。

別記第十七号様式中「印」及び備考３を削る。

別記第十九号様式中「印」及び備考４を削る。

別記第二十号様式中「印」及び備考３を削る。

別記第二十一号様式中「印」及び備考３を削る。

別記第二十二号様式中「印」及び備考２を削り、備考１を備考とする。

別記第二十三号様式中「印」及び備考４を削る。

別記第二十四号様式中「印」及び備考２を削り、備考１を備考とする。

別記第二十五号様式中「印」及び備考６を削る。

別記第二十六号様式中「印」及び備考５を削る。

別記第二十七号様式中「印」及び備考６を削る。

別記第二十四号様式中「印」及び備考２を削り、備考１を備考とする。

別記第二十五号様式中「印」及び備考６を削る。

別記第二十六号様式中「印」及び備考５を削る。

別記第二十七号様式中「印」及び備考６を削る。

（装置型式指定規則の一部改正）

第百二条　装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第一号様式の二中「印並びに」及び備考(2)を削り、備考(1)を備考とする。

第五号様式中「印並びに」及び備考を削る。

（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部改正）

第百三条　住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第四号様式中「申請者の氏名又は名称　　印」を「申請者の氏名又は名称　　」に、「申請受理者　　印」を「申請受理者氏名　　」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４を備考３とする。

第五号様式中「申請者の氏名又は名称　　印」を「申請者の氏名又は名称　　」に、「申請受理者　　印」を「申請受理者氏名　　」に改め、備考３を備考２とする。

第七号様式中「申請者の氏名又は名称　　印」を「申請者の氏名又は名称　　」に、「工事監理者の氏名　　印」を「工事監理者の氏名　　」に、「申請受理者印」を「申請受理者氏名」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４を備考３とする。

第八号様式中「申請者の氏名又は名称　　印」を「申請者の氏名又は名称　　」に、「所有者の氏名又は名称　　印」を「所有者の氏名又は名称　　」に、「申請受理者印」を「申請受理者氏名」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４を備考３とする。

第九号様式中「申請者の氏名又は名称　　印」を「申請者の氏名又は名称　　」に、「工事施工者の氏名又は名称　　印」を「工事施工者の氏名又は名称　　」に、「工事監理者の氏名　　印」を「工事監理者の氏名　　」に、「申請受理者印」を「申請受理者氏名」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とする。

第三十七号様式、第四十号様式及び第四十三号様式中「申請者の氏名又は名称　　印」を「申請者の氏名又は名称　　」に改め、備考３を削り、備考４を備考３とし、備考５を備考４とする。

第四十四号様式中「印」及び備考３を削り、備考４を備考３とする。

第四十五号様式中「印」及び備考２を削り、備考１を備考とする。

第五十九号様式中「申請者の氏名又は名称　　印」を「申請者の氏名又は名称　　」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４を備考３とする。

第六十二号様式中「申請者の氏名又は名称　　印」を「申請者の氏名又は名称　　」に改め、備考３を削り、備考４を備考３とし、備考５を備考４とし、備考６を備考５とする。

第七十六号様式中「印」及び備考３を削り、備考４を備考３とし、備考５を備考４とし、備考６を備考５とする。

（水防法施行規則の一部改正）

第百四条　水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「氏名　　印」を「氏名　　」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４を備考３とし、備考５を備考４とする。

（首都圏近郊緑地保全法施行規則の一部改正）

第百五条　首都圏近郊緑地保全法施行規則（平成十二年総理府建設省令第七号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊞」及び備考5を削る。

（近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行規則の一部改正）

第百六条　近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行規則（平成十二年総理府建設省令第八号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」及び備考5を削る。

（大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第百七条　大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行規則（平成十二年総理府令第百五十七号）の一部を次のように改正する。

別記様式第六から別記様式第八までの様式中「印」を削る。

別記様式第九中「氏名又は名称　　印」を「氏名又は名称　　」に改める。

別記様式第十及び別記様式第十一中「印」を削る。

（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則の一部改正）

第百八条　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「印」及び備考5を削る。

別記様式第二中「氏名　　印」を「氏名　　」に改め、備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

別記様式第四中「氏名　　印」を「氏名　　」に改め、備考2を削り、備考3を備考2とする。

別記様式第六中「印」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

（解体工事業に係る登録等に関する省令の一部改正）

第百九条　解体工事業に係る登録等に関する省令（平成十三年国土交通省令第八十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「申請者　　印」を「申請者　　」に改める。

別記様式第二号から別記様式第四号まで及び別記様式第六号中「印」を削る。

（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部改正）

第百十条　マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号、別記様式第三号、別記様式第四号、別記様式第七号及び別記様式第八号、別記様式第十号の三及び別記様式第十一号から別記様式第十五号までの様式中「㊞」を削る。

別記様式第十六号の二中「申請者　　印」を「申請者　　」に改める。

別記様式第十七号から別記様式第十九号まで及び別記様式第二十一号中「㊞」を削る。

別記様式第二十三号中「申請者　　印」を「申請者　　」に改める。

別記様式第二十三号の三、別記様式第二十四号、別記様式第二十五号及び別記様式第三十一号中「㊞」を削る。

（高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部改正）

第百十一条　高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」及び備考3を削る。

（船員に関する個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第百十二条　船員に関する個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「記載し、記名押印又は署名した」を「記載した」に改める。

（小型船舶登録規則の一部改正）

第百十三条　小型船舶登録規則（平成十四年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「申請代理人（代理申請の場合）　住所：　　氏名又は名称：　　印」を「申請代理人（代理申請の場合）　住所：　　氏名又は名称：　　」に改める。

「申請代理人（代理申請の場合）　住所：　　氏名又は名称：　　印」を「申請代理人（代理申請の場合）　住所：　　氏名又は名称：　　」に改め、同様式注1中「氏名又は名称を記載し押印することに代えて、署名することができる」を「押印することを要しない」に改める。

第三号様式から第八号様式までの様式中「印」及び注1を削り、注2を注とする。

第十五号様式から第十八号様式までの様式中「印」を削る。

第二十一号様式及び第二十二号様式中「印」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

第二十三号様式中「印」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考5までを一つずつ繰り上げる。

第二十四号様式中「印」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

第二十六号様式中「住　　所：　　氏名又は名称：　　印」を「住　　所：　　氏名又は名称：　　」に改め、注を削る。

（小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める省令の一部改正）

第百十四条　小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める省令（平成十四年国土交通省令第五号）の一部を次のように改める。

第一号様式及び第二号様式中「印」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（特定建設資材に係る分別解体等に関する省令の一部改正）

第百十五条　特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成十四年国土交通省令第十七号）の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中「印」及び注意2を削り、注意3を注意2とする。

（都市再生特別措置法施行規則の一部改正）

第百十六条　都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「申請者氏名　　印」を「申請者氏名　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意2①を削り、注意2②を注意2①とし、注意2③から注意2⑤までを一ずつ繰り上げる。

様式第四中「印」を削り、

注１　不要の部分は消してください。 ２　申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。 ３　氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。 ４　変更認定申請の場合は、変更に係る事項のみを記載してください。

を

注１　不要の部分は消してください。 ２　申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。 ３　変更認定申請の場合は、変更に係る事項のみを記載してください。

に改める。

様式第八中「印」を削り、

注１　不要の部分は消してください。 ２　申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。 ３　氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。 ４　変更認定申請の場合は、変更に係る事項のみを記載してください。

を

注１　不要の部分は消してください。 ２　申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。 ３　変更認定申請の場合は、変更に係る事項のみを記載してください。

に改める。

様式第九の二中「印」及び備考２を削り、備考１を備考とする。

様式第十及び様式第十一中「印」及び注２を削り、注１を注とする。

様式第十二中「印」及び注２を削り、注３を注２とする。

様式第十三中「氏名　　印」を「氏名　　」に改め、備考４を削り、備考５を備考４とし、備考６を備考５とする。

様式第十四中「氏名　　印」を「氏名　　」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４を備考３とする。

様式第十五中「印」を削り、

注１　不要の部分は消してください。 ２　申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。 ３　氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。 ４　変更認定申請の場合は、変更に係る事項のみを記載してください。

を

注１　不要の部分は消してください。 ２　申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。 ３　変更認定申請の場合は、変更に係る事項のみを記載してください。

に改める。

様式第十五の二中「印」及び備考２を削り、備考１を備考とする。

様式第十八及び様式第十九中「印」及び注２を削り、注１を注とする。

様式第二十及び様式第二十一中「印」及び注２を削り、注３を注２とする。

（マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則の一部改正）

第百十七条　マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第百十六号）の一部を次のように改正する。

様式第七中「印」及び備考３を削る。

様式第十一第一面中「代表者の氏名　　印」を「代表者の氏名　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意を削る。

様式第十五中「申請者氏名　　印」を「申請者氏名　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意２①を削り、注意２②を注意２①とし、注意２③から注意２⑤までを１ずつ繰り上げる。

様式第二十二中「印」及び備考３を削る。

（国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部改正）

第百十八条　国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年国土交通省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項に次の一号を加える。

四　前各号に掲げるもののほか、行政機関等が定める措置

（国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第百十九条　国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則（平成十六年国土交通省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第六号様式まで、第八号様式及び第十号様式から第十三号様式までの様式中「印」及び注３を削る。

第十八号様式中「申請者の氏名又は名称及び住所　　印」を「申請者の氏名又は名称及び住所　　」に改め、注を削る。

（特定都市河川浸水被害対策法施行規則の一部改正）

第百二十条　特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年国土交通省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「氏名　　印」を「氏名　　」に改め、備考３を削り、備考４を備考３とし、備考５を備考４とし、備考６を備考５とする。

別記様式第二中「氏名　　印」を「氏名　　」に改め、備考2を削り、備考3を備考2とする。

別記様式第三中「印」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第四及び別記様式第五中「印」及び備考5を削る。

別記様式第六中「氏名　　印」を「氏名　　」に改め、備考3を削り、備考4を備考3とし、備考5を備考4とし、備考6を備考5とする。

別記様式第七中「氏名　　印」を「氏名　　」に改め、備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とし、備考5を備考4とする。

別記様式第八中「印」及び備考5を削る。

（景観法施行規則の一部改正）

第百二十一条　景観法施行規則（平成十六年国土交通省令第百号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「印」及び備考6を削る。

様式第二中「印」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4から備考8までを一ずつ繰り上げる。

様式第八中「印」及び備考4を削る。

（屋外広告物法施行規則の一部改正）

第百二十二条　屋外広告物法施行規則（平成十六年国土交通省令第百二号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「申請者　　印」を「申請者　　」に改める。

（都市鉄道等利便増進法施行規則の一部改正）

第百二十三条　都市鉄道等利便増進法施行規則（平成十七年国土交通省令第八十二号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「㊞」及び注5を削る。

第二号様式中「㊞」及び注3を削る。

第三号様式及び第四号様式中「㊞」及び注を削る。

第五号様式中「㊞」及び注6を削る。

第六号様式中「㊞」及び注を削る。

第七号様式中「㊞」及び注3を削る。

第八号様式中「㊞」及び注を削る。

第九号様式中「㊞」及び注3を削る。

第十号様式中「㊞」及び注を削る。

（不動産の鑑定評価に関する法律施行規則等の一部を改正する省令附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第一条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律施行規則の一部改正）

第百二十四条　不動産の鑑定評価に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成十八年国土交通省令第三号）附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第一条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

別記様式第三中「申請者氏名　　印」を「申請者氏名　　」に、「国土交通大臣　殿」を「北海道開発局長　殿」に改める。

別記様式第四中「申請者の住所及び氏名　　印」を「申請者の住所及び氏名　　」に、「国土交通大臣　殿」を「北海道開発局長　殿」に改める。

（エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令の一部改正）

第百二十五条　エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令（平成十八年国土交通省令第十一号）の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第二中「代表者の氏名　　印」を「代表者の氏名　　」に改め、備考6を削る。

様式第三中「代表者の氏名　　印」を「代表者の氏名　　」に改め、備考4を削り、備考5を備考4とし、備考6から備考8までを一ずつ繰り上げる。

様式第四中「代表者の氏名　　印」を「代表者の氏名　　」に改め、備考5を削り、備考6を備考5とし、備考7から備考20までを一ずつ繰り上げる。

様式第五及び様式第六中「代表者の氏名　　印」を「代表者の氏名　　」に改め、備考6を削る。

様式第七中「代表者の氏名　　印」を「代表者の氏名　　」に改め、備考4を削り、備考5を備考4とし、備考6から備考8までを一ずつ繰り上げる。

様式第八中「代表者の氏名　　印」を「代表者の氏名　　」に改め、備考5を削り、備考6を備考5とし、備考7から備考20までを一ずつ繰り上げる。

様式第九中「㊞」を削る。

様式第十二中「代表者の氏名　　印」を「代表者の氏名　　」に改め、備考4を削り、備考5を備考4とし、備考6から備考8までを一ずつ繰り上げる。

様式第十三中「代表者の氏名　　印」を「代表者の氏名　　」に改め、備考5を削り、備考6を備考5とし、備考7から備考26までを一ずつ繰り上げる。

様式第十四、様式第十六及び様式第十八中「㊞」を削る。

様式第二十及び様式第二十一中「代表者の氏名　　印」を「代表者の氏名　　」に改め、備考5を削り、備考6を備考5とし、備考7から備考15までを一ずつ繰り上げる。

様式第二十二及び様式第二十三中「代表者の氏名　　印」を「代表者の氏名　　」に改め、備考5を削る。

様式第二十四中「代表者の氏名　　印」を「代表者の氏名　　」に改め、備考3を削り、備考4を備考3とし、備考5から備考7までを一ずつ繰り上げる。

様式第二十五中「代表者の氏名　　印」を「代表者の氏名　　」に改め、備考5を削り、備考6を備考5とし、備考7から備考20までを一ずつ繰り上げる。

様式第二十六中「印」及び備考6を削り、備考5を備考6とし、備考2から備考4までを一ずつ繰り下げ、備考1の次に次の備考を加える。

2　※印を付した欄には記入しないこと。

様式第二十七から様式第二十九までの様式中「代表者の氏名　　印」を「代表者の氏名　　」に改め、備考7を削る。

（国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則の一部改正）

第百二十六条　国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第八十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「印」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

（特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行規則の一部改正）

第百二十七条　特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「印(イ)」を「（イ）」に改め、備考５イ(1)中「が記名押印し、又は署名する」を「の氏名を記載する」に改め、同(2)中「が、その」を「の」に、「が記名押印し、又は署名する」を「の氏名を記載する」に改める。

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第百二十八条　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）の一部を次のように改正する。

第三号様式第一面中「申請者の氏名又は名称　　印」を「申請者の氏名又は名称　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意を削る。

第五号の二様式中「印」及び備考二を削り、備考一を備考とする。

第五号の三様式中「印」及び備考二を削り、備考三を備考二とする。

第五号の四様式第一面中「申請者の氏名又は名称　　印」を「申請者の氏名又は名称　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意を削る。

（海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律施行規則の一部改正）

第百二十九条　海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律施行規則（平成十九年国土交通省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「印」及び備考５を削る。

（広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則の一部改正）

第百三十条　広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則（平成十九年国土交通省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

注１　不要の部分は消してください。 ２　申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。 ３　氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。 ４　変更認定申請の場合は、変更に係る事項のみを記載してください。

を

注１　不要の部分は消してください。 ２　申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。 ３　変更認定申請の場合は、変更に係る事項のみを記載してください。

に改める。

（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第百三十一条　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（平成二十年国土交通省令第十号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第三号様式まで、第三号の四様式から第六号様式まで、第七号様式から第九号様式まで及び第九号の四様式から第十二号様式までの様式中「印」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、備考３を削り、備考４を備考３とし、備考５を備考４とし、備考６を備考５とする。

（海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令の一部改正）

第百三十二条　海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令（平成二十年国土交通省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一号様式、第三号様式及び第四号様式中「㊞」及び備考２を削り、備考１を備考とする。

（国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則の一部改正）

第百三十三条　国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則（平成二十年国土交通省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「（第五条関係）」を「（第四条関係）」に改め、「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４から備考６までを一ずつ繰り上げる。

別記様式第二中「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とする。

（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第百三十四条　長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一号様式第一面中「申請者の氏名又は名称　　印」を「申請者の氏名又は名称　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意４を削り、注意５を注意４とし、注意６を注意５とする。

第三号様式中「申請者の氏名又は名称　　印」を「申請者の氏名又は名称　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意３を削る。

第五号様式第一面中「氏名又は名称　　印」を「氏名又は名称　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意３を削り、注意４を注意３とする。

第六号様式中「申請者の氏名又は名称　　印」を「申請者の氏名又は名称　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意２を削り、注意１を注意とする。

（排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行規則の一部改正）

第百三十五条　排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行規則（平成二十二年国土交通省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二号様式中「印」及び備考１を削り、備考２を備考とする。

（津波防災地域づくりに関する法律施行規則の一部改正）

第百三十六条　津波防災地域づくりに関する法律施行規則（平成二十三年国土交通省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「印」及び備考二を削り、備考三を備考二とし、備考四から備考六までを一ずつ繰り上げる。

別記様式第二中「印」及び備考２を削り、備考１を備考とする。

別記様式第三中「申請者氏名　　印」を「申請者氏名　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意２①を削り、注意２②を注意２①とし、注意２③から注意２⑤までを一ずつ繰り上げる。

別記様式第七中「印」及び備考２を削り、備考１を備考とする。

別記様式第九及び別記様式第十中「氏名　　印」を「氏名　　」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４を備考３とし、備考５を備考４とする。

別記様式第十一中「氏名　　印」を「氏名　　」に改め、備考2を削り、備考3を備考2とする。

別記様式第十三中「印」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

別記様式第十四中「氏名　　印」を「氏名　　」に改め、注意2①を削り、注意2②を注意2とする。

（都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第百三十七条　都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

第四十一条中「記名及び押印があるもの」を「氏名の記載があるもの」に改める。

様式第一中「印」及び「３．申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。」を削る。

様式第三中「印」及び注意2を削り、注意3を注意2とし、注意4を注意3とする。

様式第五第一面中「申請者の氏名又は名称　　印」を「申請者の氏名又は名称　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意2を削り、注意3を注意2とし、注意4を注意3とする。

様式第七中「申請者の氏名又は名称　　印」を「申請者の氏名又は名称　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意2を削り、注意3を注意2とし、注意4を注意3とする。

（船員の労働条件等の検査等に関する規則の一部改正）

第百三十八条　船員の労働条件等の検査等に関する規則（平成二十五年国土交通省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第三号様式まで、第五号様式、第七号様式及び第九号様式中「印」及び注3を削る。

第十号様式中「印」及び注2を削り、注3を注2とする。

（海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第百三十九条　海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行規則（平成二十五年国土交通省令第九十二号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第六号様式までの様式中「印」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

第七号様式中「印」及び備考2を削り、備考3を備考2とする。

第八号様式中「Signature of Master
船長の署名
」を削る。

（総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令の一部改正）

第百四十条　総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令（平成二十六年国土交通省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「平成」を「令和」に改め、「印」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、備考を削る。

（国土交通省関係地域再生法施行規則の一部改正）

第百四十一条　国土交通省関係地域再生法施行規則（平成二十七年国土交通省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第二中「印」及び注2を削り、注1を注とする。

様式第三中「印」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4から備考6までを一ずつ繰り上げる。

様式第四中「印」及び注2を削り、注3を注2とする。

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部改正）

第百四十二条　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「記名及び押印があるもの」を「氏名の記載があるもの」に改める。

第二十三条中「記名及び押印があるもの」を「氏名の記載があるもの」に改める。

様式第一中「提出者の氏名又は名称　　印」を「提出者の氏名又は名称　　」に、「設計者氏名　　印」を「設計者氏名　　」に「係員印」を「係員氏名」に改め、注意2②を削る。

様式第二中「提出者の氏名又は名称　　印」を「提出者の氏名又は名称　　」に、「設計者氏名　　印」を「設計者氏名　　」に「係員印」を「係員氏名」に改める。

様式第二十二中「届出者の氏名又は名称　　印」を「届出者の氏名又は名称　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意2②を削る。

様式第二十三中「届出者の氏名又は名称　　印」を「届出者の氏名又は名称　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改める。

様式第二十七中「申請者の氏名又は名称　　印」を「申請者の氏名又は名称　　」に改め、注意2を削り、注意3を注意2とし、注意4を注意3とする。

様式第三十中「申請者の氏名又は名称　　印」を「申請者の氏名又は名称　　」に改め、注意1を削り、注意2を注意1とし、注意3を注意2とする。

様式第三十三中「申請者の氏名又は名称　　印」を「申請者の氏名又は名称　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意2②を削り、注意2③を注意2②とする。

様式第三十五中「申請者の氏名又は名称　　印」を「申請者の氏名又は名称　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意2を削り、注意3を注意2とし、注意4を注意3とする。

様式第三十七中「申請者の氏名又は名称　　印」を「申請者の氏名又は名称　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改め、注意2②を削る。

（共通構造部型式指定規則の一部改正）

第百四十三条　共通構造部型式指定規則（平成二十八年国土交通省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「印並びに」及び備考⑶を削る。

第二号様式中「印並びに」及び備考⑵を削り、備考⑴を備考とする。

第四号様式中「印並びに」及び備考を削る。

（国土交通省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部改正）

第百四十四条　国土交通省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊞」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考10までを一つ繰り上げる。

別記様式第二号中「㊞」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考8までを一つ繰り上げる。

別記様式第三号中「㊞」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考10までを一つ繰り上げる。

別記様式第四号中「㊞」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考8までを一つ繰り上げる。

（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則）

第百四十五条　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成二十九年国土交通省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「㊞」及び備考２を削り、備考３を備考２とする。

別記様式第三号中「㊞」及び備考２を削り、備考１を備考とする。

（国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の一部改正）

第百四十六条　国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則（平成二十九年国土交通省令第六十五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「氏　名　　㊞」を「氏　名　　」に改める。

第二号様式、第四号様式及び第六号様式中「㊞」を削る。

第七号様式中「氏　名　　㊞」を「氏　名　　」に改める。

第八号様式中「氏名　　㊞」を「氏名　　」に改める。

第十二号様式中「氏　名　　㊞」を「氏　名　　」に改める。

第十三号様式及び第十四号様式中「㊞」を削る。

第十五号様式中「氏　名　　㊞」を「氏　名　　」に改める。

第十六号様式中「氏名　　㊞」を「氏名　　」に改める。

（国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部改正）

第百四十七条　国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則（平成三十一年国土交通省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第二号様式中［㊞］及び注２を削り、注１を注とする。

第三号様式中［㊞］及び注３を削る。

第七号様式中［㊞］及び注３を削る。

第八号様式中［㊞］及び注２を削り、注１を注とする。

第九号様式、第十号様式及び第十二号様式中［㊞］及び注２を削り、注１を注とする。

第十三号様式中［㊞］及び注４を削る。

第十五号様式中［㊞］及び注３を削る。

第十六号様式から第十八号様式までの様式及び第二十一号様式中［㊞］及び注２を削り、注１を注とする。

（国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第百四十八条　国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則（平成三十一年国土交通省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二号様式中［㊞］及び備考１を削り、備考２を備考とする。

（国土交通省関係平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行規則の一部改正）

第百四十九条　国土交通省関係平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行規則（令和元年国土交通省令第十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「㊞」及び備考１を削り、備考２を備考１とし、備考３から備考10までを一つ繰り上げる。

別記様式第二号中「㊞」及び備考１を削り、備考２を備考１とし、備考３から備考８までを一つ繰り上げる。

（自動車の特定改造等の許可に関する省令の一部改正）

第百五十条　自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和二年国土交通省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第三号様式中「印鑑及び」及び備考(2)を削り、備考(1)を備考とする。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。